

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 実施方針（案）に関する質問に対する回答書

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
例	1	第1	6	2			業務内容	「1頁 第1 6(2)の内容について質問がある場合は、左記のように記入してください。	
1	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	「地域バイオマス(食品残渣)受け入れ量:2.0t/日」とありますが、この食品残渣の性状(乾燥固形物量、有機物含有量等)や搬入形態について、想定されている条件について、要求水準書等で明記をお願いいたします。また、受入量の変動リスクの許容範囲についても、明記をお願いいたします。	地域バイオマスの性状分析は行っておりませんので、一般的な学校給食の調理くずや児童の食べ残しとしてください。 想定している搬入形態や変動リスクについては、募集要項においてご提示します。
2	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	「中部浄化センター受け入れ脱水汚泥量:41.5~35.3t/日(R8~R33年)」とありますが、この変動幅の根拠や年度ごとの想定量を要求水準書等で明記をお願いいたします。また、この範囲を超える変動が生じた場合の対応や費用負担についても明記をお願いいたします。	募集要項等においてご提示します。
3	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	概要にて、処理水量、対象汚泥量、脱水汚泥量などが提示されておりますが、募集要項等の公表時には、年度別に想定されている数値を明示いただけますようお願い致します。年度別の数値がない場合には、想定値と実績値との差異が大きく出てくるリスクもあり、応札業者としては、想定事業費が高くなってしまいうリスクがあります。	募集要項等においてご提示します。
4	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	中部浄化センター受け入れ脱水汚泥量は示されておりますが、含水率の想定している範囲をご教示下さい。	募集要項等においてご提示します。
5	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	消化導入にともなう温室効果ガス削減として、発生する消化ガスを資源化施設の燃料として優先的に使用し、余剰分を発電に利用することを想定されておりますでしょうか。 本事業の目的からすると、外部燃料の使用を極力低減することが重要と考えますので、上記の理解でよろしいでしょうか。	発生する消化ガスの余剰分については事業者の提案によりますが、ご記載のとおり外部燃料の使用は可能な限り低減したいと考えています。
6	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	貴市の事業目的に温室効果ガス削減が挙げられています。下水道における地球温暖化対策マニュアル(平成28年3月)p.17にある、下水道温暖化対策推進計画の対象、かつ地方公共団体実行計画の対象となる温室効果ガスの削減が評価されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。二酸化炭素のほか、メタンガスや一酸化二窒素の削減量を評価します。
8	1	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要 施設規模	表中の北部浄化センター処理水量・対象汚泥量、地域バイオマス(食品残渣)受け入れ量は令和8年(2026年)から令和33年(2051年)まで一律と考えてよろしいでしょうか。一律でなければ年度毎に教示ください。	受入に関する想定量は要求水準書にてお示しします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
9	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	表中の北部浄化センター処理水量・対象汚泥量、中部浄化センター受け入れ脱水汚泥量、地域バイオマス(食品残渣)受け入れ量は日平均か日最大化かを教示ください。また、日最大であれば、晴天時最大と同意との理解でよろしいでしょうか。	晴天時最大とご認識ください。 ただし、地域バイオマスは給食のある日のみで、概ね2 t/日程度となります。
10	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	対象汚泥量297t/日は、北部消化槽投入汚泥量295m ³ /日と地域バイオマス(食品残渣)受入量2.0t/日の合計との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
11	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	北部浄化センター消化槽投入汚泥・中部浄化センター受け入れ脱水汚泥の性状(比重・濃度(含水率)・有機分)を教示ください。	要求水準書にてお示しします。
12	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	中部浄化センターから受け入れする汚泥の量・頻度・車両・時間帯を教示ください。まとまった時間内に複数回受け入れする理解でよろしいでしょうか。	要求水準書にてお示しします。
13	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	中部浄化センターから汚泥を受け入れする時間帯・回数の調整は、中部浄化センターの運用に関することから、協議により調整ができると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、時間帯や回数についてもご希望に沿う形となることをお約束するものではありません。
14	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	中部浄化センターからの汚泥は受入日数で換算する必要がありますでしょうか。例えば中部浄化センターからの受入は41.5t/日とありますが、週6日搬入とすると48.4t/日(41.5×7÷6)となります。	ご認識の通りです。週6日搬入を想定しています。
15	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	地域バイオマス受入の頻度・荷姿・車両・時間帯を教示ください。まとまった時間で複数回受け入れする理解でよろしいでしょうか。	要求水準書にてお示しします。
17	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	表中に地域バイオマスは食品残渣とありますが、量の変動、異物除去、除去した異物の処分、臭気対策等まで事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	地域バイオマスは食品残渣は給食残渣でしょうか。給食残渣であれば土日祝日の搬入はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書にてお示しします。
19	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要施設規模	地域バイオマスの収集・搬送はp.16から貴市の範囲と確認をしました。このことから、事業者は、一般廃棄物(食品残渣)の収集または運搬の業の許可取得は不要との理解でよろしいでしょうか。事業者が独自で地域バイオマスを運搬・収集する場合、事業者は一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集または運搬の業の許可取得が必要と考えてよろしいでしょうか。	現時点で、地域バイオマスの受入れについては給食残渣のみを想定しており、事業者の収集運搬業許可の必要はありません。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
20	1	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 施設規模	地域バイパス(食品残渣)受け入れ量が2.0t/日とされています。 事業者は、一般廃棄物処理施設の設置許可取得は不要との理解でよろしいでしょうか。 事業者が独自で地域バイパスを運搬・収集し、処理能力が指定規模以上となる場合、事業者は一般廃棄物処理施設の設置許可取得が必要と考えてよろしいでしょうか。 その場合、一般廃棄物処理施設の所有者は貴市ではなく事業者となりますでしょうか。	指定規模以上となることは想定しておらず、施設の所有者は市となります。また、北部浄化センターは終末処理場としての位置付けに変更ありません。
21	1	第1	5				事業目的及び概要	汚泥の有効利用について、何等かの理由により有効利用が困難となった場合、事業者が汚泥の処理・処分を行うことができるとの認識でよろしいでしょうか。	有効利用先を複数確保するなど、事業者は有効利用ができないといった状況が発生させないように努めるものとし、万が一、そのような状況が発生した場合は市へ速やかに報告し、協議の上で対応を決定するものとし、
22	1	第1	5				事業目的及び概要 ／事業者の業務及び期間	設計・建設業務の開始時期が事業契約締結日、維持管理・運営業務の開始時期が令和8年10月となっておりますが、焼却炉の解体工事等、既設設備に影響する工事については令和8年10月以降に着手する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
23	1	第1	5				事業目的及び概要 ／施設規模	施設規模に関して、要求水準書に詳細が記載されるものと考えておりますが、処理水量の性状、対象汚泥量のSS、VSS濃度等の性状について詳細情報のご提示をお願いいたします。	募集要項等にてお示しします。
24	2	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	「包括的民間委託のレベルはLv2.5を想定」とありますが、このレベルに含まれる修繕業務は小規模な修繕工事(突発修繕を含む)を民間事業者の判断で時期を決定できる認識でよろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。
25	2	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	維持管理・運転対象施設に「大規模修繕は含めず」とありますが、大規模修繕の定義と計画は、要求水準書等でしめされるのでしょうか。	実施方針を修正し、定義し直しております。
26	2	第1	5	-	-	-	事業目的及び概要	(ただし、本事業で整備する施設の事業期間内において性能保証上必要な措置を含む)との記載がありますが、要求水準書で具体的に、どのような措置を含むかの明示をお願い致します。受託者の解釈によって、性能保証上必要な措置の判断が分かれるような内容ですと、入札時の価格がコンソーシアム間での比較可能ができない形になる点を危惧しております。	包括的民間委託におけるレベル3相当を指します。この旨については要求水準書に記載します。
27	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 設計・建設対象施設	表中の撤去対象施設にその他関連施設とあります。焼却炉以外に貴市が指定する撤去対象はありますでしょうか。貴市が指定する以外の撤去・存置は提案次第と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、明らかに利用しない施設がある場合には、撤去対象とします。
28	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対象施設	大規模修繕は含めず包括Lv2.5を想定とあります。大規模修繕と大規模修繕以外の区分、Lv2.5における修繕金額の上限をお知らせください。	募集要項等にてお示しします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
29	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	機器は同年に複数項目の修繕が必要となる場合があります。その場合、大規模修繕以外に相当するLv2.5の費用は機器単位でしょうか、修繕項目単位でしょうか。	原則としては機器単位としますが、一体的な修繕が必要な場合もあるため、協議によります。
30	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	「ただし、本事業で整備する施設の事業期間内において性能保証上必要な措置を含む」について、本事業で改築更新・新設するものについては、事業期間内に改築更新が必要な費用は事業者見積もりに含む、ということでしょうか。(Lv.3+改築更新を含むということですか)	ご認識の通りです。
31	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	改築更新施設および、事業者が任意で運転可否を検討する既存焼却炉がLv3.0で、その他施設はLV2.5という理解でよろしいでしょうか。	本事業で設置する消化施設や汚泥有効利用施設、場外搬出設備等はLv3.0となります。既存焼却炉については、使用する場合はLv3.0とします。
32	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	維持管理・運営期間中の修繕費用は、大規模修繕を含めて提案が必要となりますでしょうか。貴市が作成するスマ計画/実施状況、維持管理・運営契約内容、施設運用状況によることから、大規模修繕費用を提示する場合は参考として提示をすることでよろしいでしょうか。	大規模修繕を含めた形での提案としてください。また大規模修繕費用が把握できる形でご提示ください。
33	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	事業期間中に本事業以外で更新された設備の大規模修繕・小規模修繕は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	Lv2.5までの小規模修繕は対象となります。
34	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 維持管理・運営対 象施設	汚泥の処理・処分(産廃処分)は事業者の費用負担という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
35	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 表外注釈	表外にNo.4脱水機は更新・改築予定と記載されていますが、これは今回事業での予定ですか、今回事業とは別で更新・改築される予定でしょうか。	本事業において更新・改築を行います。
36	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 表外注釈	[No.4脱水機の更新が今回事業範囲外の場合] 将来No.4脱水機の仕様、工事期間、供用開始の時期、設置スペースを教示ください。提案者の事業開始までに供用開始されると考えてよろしいでしょうか。	-
37	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 表外注釈	[No.4脱水機の更新が今回事業範囲外の場合] 更新されるNo.4脱水機を使用しない提案は可能であると考えてよろしいでしょうか。	-
38	2	第1	5	—	—	—	事業目的及び概要 設計・建設対象 施設	【設計・建設対象施設】エに「その他関連施設の建設及び改築」とありますが、当該要否にあたって事業者が必要となる情報はすべて提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
39	2	第1	5				事業目的及び概要 ／設計・建設対象 施設	【撤去対象施設】ア「焼却炉」の撤去に関して、当施設は廃棄物処理施設ではないことから、厚生労働省通達の「廃棄物焼却関連施設作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2）、（平成26年1月10日基発第0110第1号）」は該当しないものとしてよろしいでしょうか。	ばく露防止の観点から、撤去にあたっては関係法令を遵守の上、ご記載の要綱に準じて、労働者の安全確保に努めてください。
40	2	第1	5				事業目的及び概要 ／設計・建設対象 施設	【撤去対象施設】イ「その他関連施設」に関して、地下構造物（既設杭・地下基礎等）のうち、本工事において支障とならないものについては残置させて頂いてよろしいでしょうか。	再利用等や撤去など様々なご提案を受け付けますが、未利用となる場合は原則撤去としてください。
41	2	第1	5				事業目的及び概要 ／維持管理・運営 対象施設	「（ただし、本事業で整備する施設の～）」とありますが、 ①本事業で整備する施設とは、【設計・建設対象施設】ア～エに該当すると理解してよろしいでしょうか。 ②性能保証上必要な措置とは、包括的民間委託のLv3相当（大規模修繕含む）の維持管理・運営および改築更新（資金的支出）という理解でよろしいでしょうか。 ③エ その他関連施設の建設及び改築において、「改築更新」に相当する工事を設計・建設期間に実施した設備は、上記②の対象範囲と理解してよろしいでしょうか。	①～③について、ご認識の通りです。
42	2	第1	5				維持管理・運営対 象施設	包括的民間委託をLv2.5で実施する決定と、その場合に小修繕と見なされる工事の一定金額・年間総額の詳細は、要求水準書等で明記いただくようお願いいたします。 もしくは最優秀受注候補者との協議となるのでしょうか。	募集要項等にてお示しします。
43	2	第1	5				維持管理・運営対 象施設	「大規模修繕は含めず、包括的民間委託のレベルはLv2.5を想定」とありますが、「性能保証上必要な措置を含む」とは、小規模修繕で可能な範囲での対応とし、「本事業で整備する施設」以外の大規模修繕にあたる場合は事業範囲外との認識でよろしいでしょうか。また大規模修繕と小規模修繕の区分け（金額など）をご教示いただけないでしょうか。	前段部分について、ご認識の通りです。また、後段部分については募集要項等でお示しします。
44	2	第1	6	-	-	-	事業方式	「事業者はSPCを市内に設立、もしくはJVを組成、もしくは単独で維持管理・運営業務を行うものとする」とありますが、SPCを設立する場合の最低資本金額や出資比率に関する条件、また、JV組成の場合の出資比率や責任分担についての条件は、柔軟な形を認めていただける事を希望します。具体的には、出資比率の制約等がない事を希望します。また、後日公表される募集要項等により、明記される認識でよろしいでしょうか。	募集要項等にてお示しします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
45	2	第1	6				事業方式	「～。なお、事業者はSPCを市内に設立、～」とありますが、設計・建設期間にSPCを設立する場合、北部浄化センター内に設置することは可能でしょうか。	SPCの本店所在地を北部浄化センター内とすることは認めません。
46	2	第1	6	—	—	—	事業方式	設計・建設もJVもしくは単独でおこなうとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
47	2	第1	6	—	—	—	事業方式	SPCの本店所在地を、北部浄化センター内とすることは可能でしょうか。（維持管理の事務所と経営事務所を一体化することで運営効率を図りたい趣旨です）	本店所在地を北部浄化センター内とすることは認めません。
48	2	第1	7	—	—	—	契約の形態	売買契約とは、事業者が資源化物を貴市から買い取る事業のことでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
49	2	第1	7				契約の形態	「建設事業者と本事業に係る設計・建設工事請負契約及び、運営事業者と本事業に係る維持管理・運営業務委託契約、売買契約を締結する」とありますが、2本の契約について、具体的な契約のスキームはどのような形になるでしょうか。	募集要項等にてお示しします。
50	2	第1	8	2	—	—	維持管理・運営	維持管理・運営開始(令和8年(2026年)10月1日)までの引継ぎ期間を教示ください。	3箇月程度を想定しています。契約締結した翌日から既存設備の確認は可能としますが、現在の包括的民間委託受託者からの正式な引継ぎ期間は1箇月とします。
51	2	第1	8	3	—	—	維持管理・運営	維持管理・運営開始は令和8年度中期と記載がありますが、令和8年10月1日を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
52	3	第1	8	3	—	—	維持管理・運営開始までのスケジュール	令和8年10月1日からの維持管理・運営開始とありますが、既存施設の引継ぎ期間や引継ぎ方法について具体的に募集要項等に明記をお願いいたします。また、現在の維持管理事業者様からの引継ぎに関する協力体制はどのように確保されるのか、明記をしていただければ幸いです。	募集要項等にて引継ぎ方法はお示ししますが、履行開始1箇月前から現在の包括的民間委託受注者による引継ぎとなります。ただし、契約締結後、本施設に常駐し現状確認を行っていただくことは可能とします。
53	3	第1	8	4	—	—	事業期間終了時の措置	事業期間完了・引継ぎ後に継続して使用する設備が、事業期間完了後に故障した場合、事業者は運転・使用状況が分からないことから、免責と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
54	3	第1	8	4	—	—	事業期間終了時の措置	大規模修繕範囲、本事業以外で改築更新された施設・設備、耐震補強未実施の構造物は、要求水準を満足する状態とする対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、事業者の提案により撤去・存置など対応が分かれる設備や構造物については、両者協議の上で対象とするかを決定します。
55	3	第1	8	4	—	—	事業期間終了時の措置	要求水準を満足する状態に保つとありますが、要求水準との乖離に対する措置は、事業期間中の改築更新にもよることから、貴市との協議に基づき実施すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
56	3	第1	8	4	—	—	事業期間終了時の措置	本事業以外で建設する新たな設備は引継ぎの対象外と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務対象外の設備等は対象外となります。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
57	3	第1	8	4			事業期間終了時の措置	「要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする」との確認方法についてご教示ください。 また、通常の経年劣化は除くものとの理解でよろしいでしょうか。	確認方法については、市との協議によります。経年劣化についてはご認識の通りです。
58	3	第1	8	4	-	-	事業期間終了時の措置	「事業期間終了後も北部浄化センターは継続利用することを踏まえ、要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする」とありますが、事業期間終了時の施設の要求性能水準や具体的な引継ぎ条件について、要求水準書等に明記をお願いいたします。	募集要項等にてお示しします。
59	3	第1	8	4	-	-	事業期間終了時の措置	「5年前を目途に北部浄化センターの取り扱いについて市と協議」とありますが、どの様な想定をしておりますか。	本事業で設置した汚泥有効利用施設や消化施設について、廃止・撤去とするのか引き続き利用するのかなど、その時点における市の計画や状況等を踏まえ、対応を検討します。
60	3	第1	8	4	-	-	事業期間終了時の措置	「事業期間終了の5年前を目途に北部浄化センターの取り扱いについて」と記載されておりますが、ここでおっしゃっている、「取り扱い」とは、どういった点を示されているのか、明示して頂ければと思います。	本事業で設置した汚泥有効利用施設や消化施設について、廃止・撤去とするのか引き続き利用するのかなど、その時点における状況等を踏まえ、対応を検討します。
61	3	第1	8	4	-	-	事業期間終了時の措置	「要求水準を満足する状態」については、要求水準書で、明示的にどのような状態を想定されているのか、記載頂ければと思います。明示されない事によって、解釈の余地が生まれてしまい、大和市様が望まない状態になってしまう点を危惧します。	募集要項等にてお示しします。
62	3	第1	9	1	ア	ー	汚泥有効利用施設の設計・建設業務	設計・建設に関する瑕疵の内容・瑕疵期間は、どのように定められていますでしょうか。	募集要項等にてお示しします。
63	3	第1	9	1	ア	ア①	設計業務	今回事業の中で、提案によらず、貴市が更新を必須とする設備・機器があればお知らせください。	ご記載のような設備・機器がある場合はその旨をお示しします。
64	3	第1	9	1	ア	ア①	設計業務	北部浄化センター施設の耐震化(耐震診断・耐震詳細設計・耐震補強工事)の状況を教示ください。未実施の施設について今後の耐震化の予定を教示ください。	後日お示しします。
65	3	第1	9	1	ア	ア①	設計業務	北部浄化センターで実施されている耐水化対策を教示ください。	後日お示しします。
66	3	第1	9	1	ア	イ	汚泥有効利用施設の建設業務	設計建設期間中に予定される今回事業以外の改築更新工事の予定・期間を教示ください。	現在策定しているストックマネジメント計画については、後日お示しします。
67	3	第1	9	1	ア	イ⑤	その他必要な工事	場内整備の範囲・方法等は提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
68	3	第1	9	1	ア	イ⑤	その他必要な工事	今回事業の建設候補地にある植栽の撤去は可能と考えるとよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
69	3	第1	9	1	ア	イ⑤	その他必要な工事	責任分界点までの設備(既設側)について、維持管理・運営に起因しないトラブルによる改築・補修は免責と考えるとよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
70	3	第1	9	1	ア	⑥	撤去工事	各社提案内容によって既設設備の撤去範囲が変わります。貴市が必須と考える撤去範囲を教示ください。それ以外は存置と考えます。	焼却炉に関連する施設一式は必須としてください。ただし、焼却炉地下部に位置する管廊についてはこの限りではありません。なお、地下管廊を使用（残置）する場合は耐震性能の確保等、必要な措置は事業者の責とします。
71	3	第1	9	1	ア	⑥	撤去工事	焼却設備の撤去を検討するにあたり、アスベストを使用している箇所・仕様がわかる資料の公表をお願いします。	後日お示しします。
72	3	第1	9	1	ア	⑥	撤去工事	焼却設備の撤去を検討するにあたり、ダイオキシンに対する養生対応を必要とすることから、焼却灰の分析結果の公表をお願いします。	後日お示しします。
73	3	第1	9	1	ア	⑦	工事監理	設計管理・施工管理を外部委託される予定はありますでしょうか。	現在検討中であり、回答できません。
74	3	第1	9	1	イ	—	北部浄化センターの維持管理・運営	維持管理委託に対する瑕疵の内容・瑕疵期間は、どのように定められていますでしょうか。	募集要項等にてお示しします。
75	3	第1	9	1	イ	①	水処理施設を含む北部浄化センターすべての運転操作及び監視業務	北部浄化センター全ての運転操作及び監視業務を検討するにあたり、既設水処理設備・汚泥処理設備・焼却設備・安全衛生・緊急時対応の運転マニュアルを開示ください。	セキュリティの面から非公開情報です。現状の運転状況は引継ぎ時の確認とします。
76	3	第1	9	1	イ	①	水処理施設を含む北部浄化センターすべての運転操作及び監視業務	貴市に報告を必要とする業務報告内容・記録・分析項目をお知らせください。また、現行維持管理運営の業務報告書を参考として教示ください。	募集要項等にてお示しします。現行の維持管理運営の業務報告書については特定の様式はなく、事業者提案によります。
77	3	第1	9	1	ア(イ)	⑦	工事監理	建築基準法及び建築士法に基づく建築物の工事監理であると解釈してよろしいでしょうか。	建築物についてはご認識の通りです。
78	3	第1	9	1	ア(イ)	⑧	工事進捗状況の市への報告	工事進捗報告について、具体的な内容についてご教示ください。月例での履行報告書（進捗率および工事写真）を想定しております。	工事状況の報告に関しては、ご記載いただいた進捗率などをご報告いただきます。時期や回数、内容など詳細については協議の上、決定します。
79	4	第1	9	1	イ	④	設備保守管理業務	本事業以外の工事で設置された設備の保守管理業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業以外の工事で設置された設備のほか、維持管理・運営業務で対象となる設備も含まれます。
80	4	第1	9	1	イ	⑥	安全衛生管理業務	北部浄化センターのBCPの資料提供をお願いします。	後日お示しします。
81	4	第1	9	1	イ	⑧	ユーティリティ等の調達管理業務	貴市ご指定の調達先はありますでしょうか。	指定がある場合は要求水準書にてお示しします。
82	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	貴市から買い取りした資源化物は全量有効利用を前提としますが、性状未達分については、有効利用の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
83	4	第1	9	1	イ		北部浄化センターの維持管理・運営業務	※1に「～製造された資源化物を市から1tあたり100円を下限として買取り、～」と記載がありますが、買取価格について、契約後協議により決定と考えてよろしいでしょうか。	事業提案に基づき、売買契約締結時に決定します。単価の見直しなど、詳細については売買契約書に記載するものとします。
84	4	第1	9	1	イ	①	水処理施設を含む北部浄化センターすべての運転操作及び監視業務	事業者が当該計画を検討するにあたり必要な既設情報はご提供頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	北部浄化センター内に設置されている機器などの情報について、ご提示します。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
85	4	第1	9	1	イ	③	建築物又は工作物等の保守管理業務	<p>北部浄化センター内の既設の水処理・汚泥処理施設の建築物または工作物は現時点では健全であり、特別な保守管理（例えば止水など）の手間は不要であると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>また維持管理期間中の経年劣化（例えばコンクリートの中酸化など）に関しては、貴市のリスク負担であると理解してよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
86	4	第1	9	1	イ	③	建築物又は工作物等の保守管理業務	保守管理業務の内容をご教示頂きたい、よろしくお願いたします。または、用語の定義から、保守管理を保全管理と読み替えるのか、ご教示願います。	募集要項等にお示しします。
87	4	第1	9	1	イ	④	設備保守管理業務	保守管理業務の内容をご教示頂きたい、よろしくお願いたします。または、用語の定義から、保守管理を保全管理と読み替えるのか、ご教示願います。	募集要項等にお示しします。
88	4	第1	9	1	イ	⑤	エネルギー管理業務	エネルギー管理業務の具体的内容については、処理場等包括的民間委託導入ガイドラインに記載されている内容との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等にお示しします。
89	4	第1	9	1	イ	⑧	ユーティリティー等の調達管理業務	電気の調達に関して、電気代の単価は貴市から提示されると理解してよろしいでしょうか。	電力の調達について、契約先も含めて事業者の提案によります。
90	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	<p>有効利用の内容や用途に関し、条件・制約を設定されるご予定でしょうか。</p> <p>一例として、貴北部浄化センター内に熱回収目的の専焼ボイラを設置し、そこで利用する、といった方法は、北部浄化センター内で焼却灰が常時発生するため、本事業の目的である汚泥有効利用に合致していないものと思料、念のため確認させて頂く次第です。</p>	実施方針の目的に記載した通り、本事業の目的である脱炭素化及び汚泥の有効利用に即した提案を期待するものです。
91	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	全量有効利用とありますが、有効利用先にて何らかの理由により買い取りが出来ない場合には、17頁のリスク分担表に応じて、事業者が処理・処分を実施できるとの認識でよろしいでしょうか。	有効利用先を複数確保するなど、事業者は有効利用先の都合により買取ができないといった状況が発生させないよう努めるものとします。万が一、そのような状況が発生した場合は市へ速やかに報告し、協議の上で対応を決定するものとします。
92	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	生成された資源化物を有価ではなく廃掃法上の廃棄物として処理・処分する場合、「有効利用」ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし市が一時的に廃棄物として処理・処分が必要と認める場合はこの限りではありません。
93	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	資源化物の下限価格（1tあたり100円）は税抜価格という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
94	4	第1	9	1	イ	⑨	資源化物の有効利用業務	<p>※1に記載の（関心表明等）に関し、関心表明書以外にはどのような書面をお考えでしょうか。</p> <p>なお、関心表明書の指定様式は、貴市から募集要項等の公表時に示されるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、関心表明書の数の多寡は事業提案評価の対象になりますでしょうか。併せてご教示願います。</p>	<p>基本的には関心表明書を想定していますが、確約書などその体制を万全にするものの書面も可能とします。関心表明書の様式は定めません。関心表明書の多寡については評価の対象とし、自社利用の場合を除き、1者以上の関心表明書の提出は必須とします。</p>
95	4	第1	9	1	イ	⑭	北部浄化センター見学者の対応に関する協力	<p>事業者が行う業務の範囲に「見学者の対応に関する協力」があり、一方で貴市が行う業務に見学者の対応がありません。見学者の受付及び対応は貴市が主として実施する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>見学者の受付及び対応は市が実施します。北部浄化センターの見学の際などには事業者にも協力を指示します。</p>
96	4	第1	9	1	イ	⑰	その他本事業を実施する上で必要な業務	<p>①～⑯に記載されていない業務を、⑰に該当する業務とするかについては、事業者と協議の上で決定するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
97	4	第1	9	1	イ	※1	事業者が行う業務の範囲	<p>資源化物の買い取り価格は事業者との協議によって決められるとの理解でよろしいでしょうか。また買い取り価格は物価変動、資源化物の価値の変動によって、定期的に見直されるものでしょうか。見直しの周期もご教示ください。</p>	<p>ご認識の通りです。見直しの時期についても協議の上、決定することとします。ただし、下限価格については事業期間内において変更を想定しません。</p>
98	4	第1	9	1	イ	④	設備保守管理業務	<p>既存設備の経年状況や更新履歴、主要機器の残存耐用年数等について競争性確保のために、早期に開示していただく事を希望します。また、事業開始後に既存設備の老朽化が想定以上に進行した場合のリスク分担については、要求水準書等に明記をお願いいたします。</p>	<p>後日お示しします。</p>
99	4	第1	9	1	イ	④	設備保守管理業務	<p>北部浄化センターで予定している改築について、募集要項、ストマネ計画等で設備名、年度等が示されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>後日お示しします。</p>
100	4	第1	9	1	イ	⑩	脱水汚泥の受入れ	<p>中部浄化センターからの脱水汚泥の運搬方法や頻度、責任分界点について具体的に要求水準書等に明記をお願いいたします。また、運搬車両の仕様や搬入時間帯に制限はあるかについても、明記をお願いいたします。</p>	<p>募集要項等にてお示しします。</p>
101	4	第1	9	1	イ	⑪	バイオマスの受入れ	<p>バイオマス受入れに関して、受入れに伴う収入の帰属先についても要求水準書等に明記をお願いいたします。</p>	<p>地域バイオマスは学校給食残渣に限定しており、受入れによる、事業者への収入の発生は想定していません。</p>
102	4	第1	9	1	イ	-	北部浄化センターの維持管理・運営業務	<p>「資源化物を市から1tあたり100円を下限として買い取り」とありますが、買い取った金額は、提案時の総事業費から控除されるような形を想定されておりますか？</p>	<p>買取価格も事業費として想定します。</p>

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
103	4	第1	9	2	イ	④ ⑤	汚泥有効利用施設の設計及び建設の監督及び検査 モニタリング	貴市がおこなう監督とモニタリングの内容を教示ください。設計建設業務委託契約書に記載されることを考えてよろしいでしょうか。	要求水準書或いは契約書などにてお示しします。
104	4	第1	9	2	イ	④	業務実施状況の確認	業務実施状況の報告に必要な内容/スケジュール/頻度等を教示ください。維持管理・運営業務委託契約書に記載されることを考えてよろしいでしょうか。	要求水準書或いは契約書などにてお示しします。
105	4	第1	9	2	イ	⑤	モニタリング	現行の維持管理・運営委託で実施されているモニタリングの要領を教示ください。維持管理・運営業務委託契約書に記載されることを考えてよろしいでしょうか。	要求水準書或いは契約書などにてお示しします。
106	4	第1	9	2	ア	④	汚泥有効利用施設の設計及び建設の監督及び検査	設計施工監理は下水道事業団やコンサル等第三者に委託されるご予定でしょうか。	現在検討中であり、回答できません。
107	4	第1	9	2	イ	③	責任分界点までの地域バイオマスの運搬	地域バイオマス（食品残渣等）の排出元を参考までに教示願います。	排出元は市内の給食調理場となります。
108	4	第1	9	2	イ	1~3	本市が行う業務	責任分界点の詳細は要求水準書等で明記いただくようお願いいたします。	募集要項等においてご提示します。
109	5	第1	10	ア			汚泥有効利用施設の設計・建設業務に係る対価	汚泥有効利用施設の設計・建設業務の対価については、事業年度ごとの出来高に応じて支払うとありますが、年度ごとの出来高についてどのように考えているかご教示願います。	設計・建設業務の進捗率等を用いることを考えています。
110	5	第1	10	イ	ウ	一	修繕費相当分	維持管理・運営業務に係る対価のうち、修繕相当分については、毎年度の出来高額に対して、募集要項等に示す事業年度ごとの上限額の範囲内で支払うとありますが、事業年度ごとに示される修繕額の上限額との理解でよいでしょうか。また、上限額を超えた場合は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか	上限額についてはご認識の通りです。なお、上限額は設定額であり、実修繕費に対して精算となります。上限額を超えて行う必要がある場合、本市と協議となります。
111	5	第1	10	イ	ウ	一	修繕費相当分	貴市による設備改築更新、地震等の不測の事態、予見のできないトラブル、物価変動上昇等から事業期間中の修繕計画が変更となった場合、上限額を見直ししていただけるという理解でよろしいでしょうか。	修繕計画が変更となる場合は市と事業者の協議とします。
112	5	第1	10	イ	ア		固定費相当分	「運営事業者月に1回、各年度で同額支払う」とありますが、これは、物価改訂をした際には、改訂後の金額を12カ月で割った金額を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	著しい物価変動等があった場合、市と協議とします。
113	5	第1	10	イ	ウ		修繕費相当分	修繕費相当分の支払い時期については記載がございませんが、貴市との協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
114	5	第1	10	イ	ウ		修繕費相当分	<p>「本事業で整備する施設」については、改築更新も含まれることから、維持管理・運営委託契約に記載された金額を当該年度の出来高によらずお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本事業で整備する施設を除いた北部浄化センターの水処理・汚泥処理施設の維持管理・運営については、Lv2.5の為、事業者が計画・実施した運転管理、保全管理を実施した上で、上限金額の範囲でお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>加えて、上限金額を超えた費用については、翌年度に繰り越してお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>1点目は、本事業で整備する施設の期間内での改築更新は、事業範囲内であり、建設部分については出来高払いとします。</p> <p>2点目は、ご認識の通りです。</p> <p>3点目は、市との協議によります。</p>
115	5	第1	10	イ	ウ		修繕費相当分	<p>物価変動があった場合、修繕費相当分の支払い上限額も変動対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>物価変動についてはリスク分担表に示す通りとし、一定の割合までは事業者の負担とします。</p>
116	5	第1	10	イ	ウ	-	修繕費相当分	<p>修繕費相当分について「毎年度の出来高額に対して募集要項等に示す事業年度ごとの上限額の範囲内で支払う」とありますが、この修繕費の対象範囲（突発修繕のみか計画修繕も含むのか）と、上限額を超える修繕が必要となった場合の対応について、募集要項等に明記をお願いいたします。</p>	<p>募集要項等にてお示しします。</p>
117	5	第1	10	イ	ウ	-	修繕費相当分	<p>修繕費相当分について、①毎年発生する修繕費と、②ある程度期間を置いたうえで発生する修繕費とに分けられるかと思えます。そのうち、②については、金額が大きくなるため、上限額の設定方法について、募集要項などを開示された際には、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>募集要項等にてお示しします。</p>
118	5	第1	10		イ	(ア)	固定費相当分	<p>「～運営事業者月に1回、各年度で同額を支払う」と記載がありますが、各事業年度ごと(R8年度、R9年度等)に固定費相当分の見直しを実施されるのでしょうか。</p>	<p>著しい物価変動等があった場合、市と協議とします。</p>
119	5	第1	10		イ	(イ)	変動費相当分	<p>変動費相当分とは、ユーティリティ費(電気料金、ガス料金、水道料金、薬品費)と人件費及び外部委託費(作業員分)でしょうか。</p>	<p>募集要項等に詳細を示します。</p>
120	5	第1	11	-	-	-	本市が活用を予定している交付金について	<p>交付金申請にあたって必要な書類の一つとして実施設計の図書が考えられます。申請の都合から提出期限を教えてください。</p> <p>また、その他に事業者で作成する資料があれば、その種類・スケジュール(期限)を教示ください。</p>	<p>事業者の提案による建設計画をもって申請を行うため、市と事業者の協議とします。</p>
121	5	第1	11				本市が活用を予定している交付金について	<p>資源化施設およびバイオマス受け入れ施設についても交付金対象施設となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
122	5	第1	11				本市が活用を予定している交付金について	本事業にて活用を予定している交付金は、社会資本整備総合交付金という理解でよろしいでしょうか。	社会資本整備総合交付金を想定しています。
123	5	第1	12	—	—	—	関係法令等の遵守	敷地境界での規制と考えます。敷地境界線を教示ください。	後日お示しします。
124	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール	10月下旬頃にプロポーザル参加受付期限が設定されており、その期限よりも前に技術的対話の期間が予定されていますが、JVやSPCの組成を予定している場合において、技術的対話は、構成員と市との対話ではなく、個社単位での市との対話をするという認識でよろしかったでしょうか。	JVやSPCの組成が明確である場合、代表企業のみとするか、構成企業が同席するか等は事業者の判断に委ねます。また、実施方針に記載のとおり、技術的対話は希望者のみであり、必須ではございません。ただし、SPCやJVを組成する企業それぞれとは実施しません。
125	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール	現場説明会（1回）との記載がありますが、現場視察は、1度ならず、複数回訪問させて頂く時間をいただけますようご配慮お願い致します。大和北部の維持管理業務を現在受託されている事業者様との競争公平性を確保するために、お願いします。	現場説明会は1回のみを想定しますが、現場視察（確認）は本市へ相談の上、業務に支障のない範囲にて可能とする予定としています。
126	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール	令和8年10月1日からの維持管理・運営開始とありますが、大型施設である点を踏まえて、各種契約を締結した以降は、すぐにでも現在の維持管理業務受託者様からの引継ぎを開始できるような体制が望ましいです。この点、募集要項等でも、各種契約を締結した以降は、引継ぎ開始する旨、記載をお願いできたらと思います。	募集要項等にて引継ぎ方法はお示ししますが、履行開始1箇月前から現在の包括的民間委託受注者による引継ぎとなります。ただし、契約締結後、本施設に常駐し現状確認を行っていただくことは可能とします。
127	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	募集要項等に対する質疑応答も行われると理解してよろしいでしょうか。その場合、現時点での想定で結構ですので、質疑応答の受付および回答時期についてご教示ください。	募集要項公表時から2週間程度、質問を受け付け、2週間後公開することを現時点では想定しております。
128	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	プロポーザル参加受付開始が現場説明会終了時点ということは、提案各社で受け付け開始日が異なることとなりますでしょうか。	現場説明会の開催は1回の想定であり、個別開催を想定するものではありません。したがって提案各社で受付開始日が異なることはありません。現場説明会の開催日については募集要項にてお示しします。
129	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	現場説明会の日程は都合により調整されると想定しますが、希望日は申請とさせていただきますよう、よろしくをお願いします。	公平性の観点から、特定企業の希望をお伺いするものではございません。
130	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	現場説明会は期間中に複数回実施させていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。	現場説明会の開催は1回を想定しています。
131	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	現場説明会参加時点がプロポーザル参加受付開始とされています。またプロポーザル参加受付期限は10月下旬とされています。上述から、現場説明会は構成企業全員が参加する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
132	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	プロポーザル参加受付段階（期限10月下旬）で、構成企業を確定させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
133	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	プロポーザル参加受付を行った後に技術的対話が行われるという理解でよろしいでしょうか。それとも、プロポーザル参加受付前から技術的対話を行うことも可能でしょうか。また、プロポーザル参加受付前に実施される場合、技術的対話は代表企業のみ参加でもよろしいでしょうか。	技術的対話は、プロポーザル参加受付後を想定していません。
134	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話について、表外注釈に希望者に限りがあります。希望者は希望の意思を連絡し、その後に日程が調整されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
135	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話を予定されていますが、対話の目的と、対話にあたり必要な提出書類を教示ください。	技術的対話は本事業の目的や市の考えを説明し、その上で、より事業目的に沿ったご提案にさせていただくことが目的です。提出書類については定めません。その時点における提案の内容やお考えをお聞かせください。
136	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話は1~2回とありますが、回数も希望できませんでしょうか。また希望日を申請するタイミングを教示ください。	2回を上限として回数の希望を認めます。希望日はプロポーザル参加受付後、本市連絡先までメールをお送りください。希望日直前の連絡とならないよう、余裕を持った連絡としてください。
137	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話以降に事業提案書提出となることから、技術的対話の内容は評価には関係しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
138	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話以降に提案内容を変更することは可能でしょうか。	可能です。ただし、事業提案書の提出は1度のみです。また、期限は遵守してください。
139	6	第2	2	—	—	—	募集及び選定のスケジュール(予定)	令和8年1月上旬に予定されるプロポーザル実施(2次審査)は、参加者によるプレゼンテーションでしょうか。実施要領を教示ください。	プレゼンテーションを想定しています。詳細は後日お示しします。
140	6	第2	2				事業及び選定のスケジュール(予定)	令和7年5月上旬に募集要項等の公表とありますが、募集要項等に関する質問は別途行えますか。	募集要項等の質問も受け付けます。
141	6	第2	2				募集及び選定のスケジュール(予定)	令和7年6月中旬~令和7年7月中旬に予定されている「プロポーザル参加受付開始」、及び令和8年1月上旬に予定されている「プロポーザル実施(2次審査)」におけるプロポーザルの意味をそれぞれご教示願います。後者についてはプレゼンテーションと理解すればよろしいでしょうか。	前者については本事業への参加申込とご認識ください。後者についてご認識の通りです。
142	6	第2	2				募集及び選定のスケジュール(予定)	現場説明会への出席を参加資格要件の一つとするとのことですが、代表企業のみ参加すればよろしいでしょうか。 また、出席を参加資格要件とする理由について参考までにご教示願います。	代表企業の参加があれば、他の構成企業については必須としません。出席を要件とした理由は、本事業の目的や、北部浄化センターをはじめとした本市の下水道事業について十分にご理解いただき、本市にとって最適な提案を受け付けるためです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
143	6	第2	2				募集及び選定のスケジュール(予定)	技術的対話は参加希望者毎に個別実施される、との理解でよろしいでしょうか。 また、当該対話結果は事後、対外公表の対象になりますでしょうか。仮に対外公表の対象となる場合には、事業者ノウハウにかかる内容について個別に回答頂くことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。対話結果は必要に応じて対外公表を行いますが、ノウハウや企業秘密等に係ると認められる部分については、市は事業者に公表の同意を得るものとし、事業者は判断の上でこれを拒否できるものとしします。
144	6	第2	2				募集及び選定のスケジュール(予定)	提案書作成の過程で複数回の見学が必要になると考えますので、ご了承頂きたく、よろしくお願いいたします。	現場説明会は1回のみを想定します。市が判断の上、複数回の案内をする場合であっても、公平性の観点から個別の案内は行わないものとしします。
145	6	第2	2				募集及び選定のスケジュール(予定)	現場説明会(1回)について各社同日の実施、各社複数回に分かれての実施、どちらを予定されているでしょうか。また、参加人数の制限などはあるでしょうか。	各社同日の実施とします。詳細な内容について、募集要項でご提示します。
146	7	第2	3	2	イ	一	参加者の構成	代表企業の必要要件はありますでしょうか。	募集要項にてお示しします。
147	7	第2	3	3	ア	キ	参加者の参加資格	評価委員については、募集要項において示される予定でしょうか。(事業者側で委員が特定できない場合、資本面および人事面での密接関係有無について留意する事が困難と考えます)	評価委員については市内部の人間で構成されます。
148	8	第2	3	3	イ	一	参加者の参加資格	設計・建設をJVで施工する場合、代表企業が当該要件を満たしていればよく、その他JV構成員については前項の共通の参加資格を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
149	8	第2	3	3	イ、ウ	一	参加者の参加資格	「構成員」の定義についてご教示ください。設計・建設＝単独もしくはJV、維持管理・運営＝単独、JVもしくはSPCの構成員を指す理解でよろしいでしょうか。SPCの構成員の場合、出資要否についてもご教示ください。	ご認識の通りです。 出資無しでも構成員となることは可能です。
150	8	第2	3	3	イ、ウ	一	参加者の参加資格	「構成員」の定義についてご教示ください。影響の定義にある「構成企業」と同意でしょうか。	「構成員」はSPCやJVに出資責任・業務責任を負っている企業であり、「協力企業」は、出資等をせず、下請け又は支援を行う企業、「構成企業」とは、参加者を構成する企業とします。用語の定義に追加します。
151	8	第2	3	3	ウ	7	参加者の参加資格	「(7)北部浄化センターの維持管理・運営を行う全ての構成企業が次の要件を満たすこと」とありますが、前段の「また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。」と記述もあり、①「下水道法施行・・・業務責任者、副業務責任者を専任配置できること」、②「関連法令に基づき・・・必要な資格者を配置できること」と記載あります。上記①②は、「少なくとも1者・・・」が正しいとの認識で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。文章を改め、訂正します。
152	8	第2	3	3	エ	一	参加者の構成	資格確認書類提出とは、フ味-ザル参加受付と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。書類に不備のないよう、ご提出ください。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
153	8	第2	3	3	イ		汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	「機械器具設置工事業」のほか、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」等の本事業に必要な建設業許可を有していることとの記載がございますが、配置技術者としては、建設業法に準じて配置を行うことに加えて、許可業種に関わる専任者（監理技術者または主任技術者）を配置するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
154	8	第2	3	3	イ		汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	監理技術者の配置にあたって、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて）最終改正令和4年12月23日国不建第457号」に則った運用と理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
155	8	第2	3	3	ウ		北部浄化センターの維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項	ウ「～少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと」という記載に対し、(ア)においては「～全ての構成企業が次の要件を満たすこと」と記載されており、矛盾が生じているものと思料します。正しい解釈をご教示願います。	ウの記載を正としてください。(ア)の文章を削除します。
156	8	第2	3	3	イ	(ア)	汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	工場製作期間の監理技術者は専任を要しないと考えるよろしいでしょうか。また、現場施工期間の監理技術者とは別の者の配置が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
157	8	第2	3	3	イ	(ア)	汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	参加資格申請段階では配置予定者の届出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	配置の可否は参加要件に係る部分であることから、申請段階においてご提示ください。
158	8	第2	3	3	イ	(ア)	汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項	本事業で対応する許可業種とは「機械器具設置工事業」との理解でよろしいでしょうか。	提案される施設・設備の設計・建設に必要な業種となります。
159	8	第2	3	3	ウ	(ア)	北部浄化センターの維持管理・運営を行う全ての構成企業が次の要件を満たすこと	「下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する業務責任者、副業務責任者を専任で配置できること」とありますが、これは参加申請時点での配置証明が必要なのか、それとも入札時、契約締結時や業務開始時までには配置できることを示せばよいのでしょうか。	これについては参加資格に関わるものですので、参加申請時点において、当要件を満たせることをお示しください。
160	10	第2	4	1	—	—	評価	評価委員会開催のスケジュール、参加される外部学識経験者は、最優秀受注候補者決定後に公表されますでしょうか。	市が必要と認める範囲で公表を行います。
161	10	第2	4	1			評価	評価委員会の構成メンバーは募集要項等で公表されるご予定でしょうか。参考までにご教示願います。	構成メンバーについては公表しません。
162	10	第2	4	3	—	—	評価結果の通知及び公表	評価について、貴市に説明を求めることはできませんでしょうか。（最優秀受注候補者落選の場合）	説明を必要とする場合は、必要な手続きに則って請求を行ってください。
163	10	第2	4	3			評価結果の通知及び公表	評価結果公表の際、事業の透明性及び公平性の観点からも審査講評等の選定プロセスも合わせて公表されると理解してよろしいでしょうか。	結果公表については市が必要と認めた範囲で公表を行います。市が公表した範囲以上の情報が必要な場合は、正式な手続きに則って請求を行ってください。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
164	10	第2	4	5	—	—	事業契約の締結	基本契約及び設計・建設工事請負契約は同時に締結する想定でよろしいでしょうか。	市との協議によります。
165	10	第2	4	5			事業契約の締結	「～本市は他の参加者と協議を行うことができる」とありますが、仮に構成企業のいずれかの者が募集要項等に規定する参加資格の要件に該当しないこととなった場合についても、最優秀受注候補者と契約を締結する可能性があると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等にてお示ししますが、万が一、質問のような状況が発生した場合、市は速やかにその対応を検討することとします。
166	11	第2	4	7			著作権	「～本市が必要と認める場合には、本市は必要な範囲において無償で使用することができる」に関し、当該使用に際しては事業者に予めご連絡頂きたく、よろしくお願いたします。	使用に際しては著作権の帰属する事業者に対し、文書或いは口頭、若しくは電磁的方法をもってその旨を通知することとします。
167	11	第2	4	8	—	—	特許権等	事業期間中に取得する知的財産についても、本項が適用されると考えてよろしいでしょうか。	市との協議によります。
168	12	第3	3	—	—	—	本市による実施状況の確認	モニタリングの実施方法や頻度、評価基準等について、要求水準書等に明記をお願いいたします。また、要求水準未達の場合のペナルティの考え方や、サービス対価の減額基準についても明記をお願いいたします。	ペナルティや減額などを定める場合は募集要項等に記載します。
169	14	第7	1	—	—	—	法制上及び税制上の措置	本項の内容はp. 17リスク分担表の共通事項リスク/制度変更/法令変更・税制変更と同意と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
170	14	第7	1				法制上及び税制上の措置	法令等については、変更により措置が適用される場合は、改正された法令等の措置に従います。ここで、必要な措置に関する費用については、募集要項等の公表時点からの変更として協議させて頂きたく、何卒よろしくお願いたします。	ご意見として承ります。
171	17	第3	1				リスク分担表	本事業で適用を予定している交付金が貴市に交付されない場合、もしくは想定していた金額よりも減額された金額にて交付された場合は、当初想定されていた交付金相当額にあたる金額を貴市にて負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。交付金リスク(対象範囲、金額など)については、事業者でコントロール不可能なものであるため、市のリスク範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。(よろしい場合は、リスク分担上にて明確に記載していただきたいと存じます。)	市と事業者の契約に基づき、対価をお支払いします。
172	17	リスク分担表	—	—	—	—	共通事項リスク(不可抗力)	維持管理業務において、一般的に不可抗力リスクは市が負担するケースが多いと認識していますが、本事業において事業者の一部負担を求める理由についてもご教示ください。	基本的には市側のリスクと考えていますが、不可抗力によって損害が生じた場合でも、事業者が一次対応(復旧作業の初動など)を担うことを想定しており、初期対応のコストや業務負担が生じることを想定しています。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
173	17	リスク 分担表	-	-	-	-	共通事項リスク (不可抗力)	維持管理業務において、不可抗力による費用の増大を一定の割合までは事業者が負担する、となっている点は、事業費増大になる点を危惧しております。具体的には、施設の所有権が大和市様にある中で、維持管理業者として、火災保険等に入る事は難しい認識です。その為、不可抗力は20年という長期においては実際に発生するリスクがある事を鑑み、引当金を計上せざるを得ないかと思われます。所有権が大和市様へ移転された後においては、不可抗力に関わる損失については、全て大和市様負担として頂けますようお願い致します。	基本的には市側のリスクと考えていますが、不可抗力によって損害が生じた場合でも、事業者が一次対応（復旧作業の初動など）を担うことを想定しており、初期対応のコストや業務負担が生じることを想定しています。
174	17	リスク 分担表	-	-	-	-	共通事項リスク (物価変動)	リスク分担表の「物価変動」について、「原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する」と記載されていますが、この「一定の割合」は今後の募集要項等で明記されるという理解でよろしいでしょうか。	市との協議とします。
175	17	リスク 分担表	-	-	-	-	共通事項リスク (物価変動)	リスク分担表の「物価変動」について、「原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する」と記載されております。設計建設契約と維持管理契約における物価変動の考え方は、契約期間の長短によって、リスク負担が大きく変わる為、設計建設契約と維持管理契約それぞれ、違った条件をつけて頂ければ幸いです。ご参考迄に、設計建設では、1.5%を超えた部分の補填を市に求めるケースが多いように思います。20年などの長期の維持管理契約においては、指標が1.5%を超えた場合に、見直しが入り、実際の見直し額は、変動額そのものを補填していただく形が多いように思います。	契約書においてご提示します。
176	17	リスク 分担表	-	-	-	-	地域対応	「事業者が実施する業務による地域の要望等に関するもの」が事業者負担となっております。例えば、本事業において、要求水準で定められている内容に基づいて適切に実施しているにもかかわらず、地域住民からの過剰なクレーム等は、事業者としては、責任を負えません。基本的には、事業者が実施する業務は、本事業を適切に遂行する事であり、要求水準を逸脱していない限りにおいては、大和市様にて地域対応はお願いできたらと思います。	地域対応については、リスク分担表に示す通りとします。ただし、ご記載のような過剰なクレーム等が発生する場合、両者協議の上、適切な対処方法を検討するものとなります。
177	17	リスク 分担表	-	-	-	-	環境保全	「事業者が行う業務による環境問題」についても同様に、要求水準で定められている内容を遵守している限りにおいては、大和市様の負担として頂けますようお願い致します。	必要な対応がされており且つその上で要求水準を満足している場合、両者協議によるものとなります。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
178	17	リスク 分担表	-	-	-	-	第三者賠償	「事業者が行う業務により第三者に与えた損害」についても同様に、要求水準で定められている内容を遵守している限りにおいては、大和市様の負担として頂けますようお願い致します。なお、事業者の帰責事由により第三者に与えた損害については、民間事業者が負うのは理解しております。	要求水準を満足し且つ市に帰責事由があると認められる場合においては、市の負担とします。不可抗力など、両者の帰責によらないものについては不可抗力のリスク分担等に則り、適切な負担者を決定します。
179	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 制度変更/ 法令変更	広く一般に適用される法令変更でありながら、貴市は免責で事業者のみリスクを負うことは不平等となります。貴市/事業者共に負担者としていただくことを提案します。	広く一般に適用される法令変更があった場合は内容を確認の上、両者協議を経て適切な負担者を決定するものとします。注意書きを加えます。
180	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 制度変更/ 許認可リスク	許認可は貴市の承諾を必要とする場合があります。貴市の都合で遅延が生じた場合は免責と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、市と事業者は遅延等が発生しないよう、相互に協力するものとします。
181	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 社会動向/ 地域対応	地域の要望であっても、事業内容・契約に無い内容の対応は、費用負担を含めて貴市との協議と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
182	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 社会動向/ 環境保全	環境保全(騒音等)の要望は、規制基準を逸脱していなければ免責と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、契約基準を満足することが前提です。また、市は事業者に対し、十分な対応を求めます。
183	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 社会動向/ 環境保全	既に規制基準を超過している場合、今回改築する設備以外の環境問題、本事業以外で更新される設備からの環境問題、事業期間中における外部からの環境問題に対しては免責と考えてよろしいでしょうか。	万が一既に規制基準を超過している項目がある場合、その原因施設が存続する限りは免責としますが、撤去或いは更新の後に規制基準を満足する状況となった場合はこの限りではありません。
184	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 社会動向/ 第三者賠償	今回設計建設範囲外の設備トラブルによる第三者賠償は事業者負担の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務対象範囲外の場合にあっては免責とします。
185	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 経済動向/ 物価変動・ 不可抗力	注釈※1にある一定の割合の詳細を教示ください。	契約書においてご提示します。
186	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 経済動向/ 物価変動・ 不可抗力	「※1原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する」について、長期契約において物価変動は、事業者リスクが高く品質の確保を最優先とした運営を行う上でも一定の割合も含めた負担を貴市でお願いします。	契約書においてご提示します。
187	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 経済動向/ 物価変動	物価変動の改定に使用する指数(インデックス)については、将来的なリスク低減のために、なるべく事業者側から採用する指数(インデックス)を提案して、契約時に協議できる余地を残していただきたく、ご検討よろしくお願いたします。	市との協議により設定します。
188	17	リスク 分担表 1/2	-	-	-	-	共通事項リスク/ 債務不履行	帰責は貴市と事業者の協議により定められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
189	17	リスク 分担表 1/2	—	—	—	—	共通事項リスク/ 応募コスト	本事業以外の同時期工事(脱水機更新等)との調整等、適正な理由があれば、事業者のみが負担者となる限りではないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、市が適正な理由があると認める場合に、その対応について協議します。
190	17	リスク 分担表 1/2	—	—	—	—	共通事項リスク/ 安全確保	維持管理・運営を安全に実施するにあたり、今回事業範囲外の既設設備で安全が確保されていない場合は、貴市に安全確保を求めることができると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。万が一安全が確保されていない設備を発見した場合は、速やかに市に報告してください。
191	17	リスク 分担表 1/2	—	—	—	—	設計段階リスク/構成 員・協力企業	「構成員」「協力企業」の定義および両者の違いについてご教示ください。(冒頭の用語定義集にも記載がありません)	「構成員」はSPCやJVに出資責任・業務責任を負っている企業であり、「協力企業」は、出資等をせず、下請け又は支援を行う企業、「構成企業」とは、参加者を構成する企業とします。用語の定義に追加します。
192	17	リスク 分担表 1/2	—	—	—	—	設計段階リスク/設計 費増大・設計変更	提示された資料の誤謬があった場合は、貴市の負担でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
193	17	リスク 分担表					制度変更/法令変 更	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更によるもの」は、事業者のリスク負担となっておりますが、「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更によるもの」のうち、本事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更によらないもの」が事業者のリスク負担である、と理解すればよいでしょうか。	広く一般に適用される法令変更によるものについては、両社協議の上、適切な負担者を決定します。注意書きを加えます。
194	17	リスク 分担表					社会動向/地域対 応	「事業者が実施する業務による地域の要望等に関するもの」のリスク負担者が事業者となっておりますが、本紙第1章9項には、地域住民対応が事業者・市の業務いずれにも含まれておりません。「事業者が実施する業務による地域の要望等に関するもの」について想定している業務内容を具体的にご教示願います。	北部浄化センター近辺には交通量の多い道路や商業施設などもございます。本事業を実施する上で、地域住民からのご意見・ご指摘はあるものと考えられます。民間事業者の運転等に起因する地域住民のご要望などについては、真摯にご対応いただきたいと考えております。ただし、要求水準を満足している上で、過度と考えられるクレーム等については両者協議の上、適切な対応を検討するものとし
195	17	リスク 分担表					社会動向/第三者 からの賠償	第三者から賠償を受ける場合、帰責事由があるのは賠償をする当該第三者であって、貴市・事業者には賠償事由は存在しないことから「～の帰責事由により」は「～の業務に関して」が正かと思料しますが、かかる理解に齟齬はないでしょうか。	ご認識の通りです。表現を改めます。
196	17	リスク 分担表					経済動向/物価変 動	※1「原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する」に関し、一定の割合を具体的にご教示願います。	市との協議により設定します。
197	17	リスク 分担表					不可抗力	※1「原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する」に関し、一定の割合を具体的にご教示願います。	市との協議により設定します。
198	17	リスク 分担表					用地	杭や山留については市から条件提示があるものと理解してよろしいでしょうか。	既存施設についての竣工図を提示いたします
199	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況/要求水準未達	北部浄化センターへの流入水量や流入水質等が要求水準書にて提示された範囲から外れる場合、要求水準未達「市の指示、提示条件の不備・変更によるもの」と理解してよろしいでしょうか。	著しく想定量と乖離する場合は市との協議とします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
200	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／施設損傷	<p>「当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷」は事業者負担となっておりますが、既設流用設備等に関して、事業者が適切な運営・維持管理を行うための必要な情報は貴市より提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、仮に貴市提供情報に不備・不足等ございましたら、当該リスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。市の提供する情報に不備・不足等があると認識した場合は、速やかに市に報告するようにしてください。
201	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／施設損傷	<p>当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷について、「本事業で整備する施設」については、改築更新も含まれることから、貴市帰責以外の施設損傷は事業者負担と認識をしております。一方、本事業で整備する施設を除いた北部浄化センターの水処理・污泥処理施設の維持管理・運営については、貴市と合意をした運転管理・保安全管理の計画通りに運営・維持管理を行ったことを報告書にて提示をすることで、適切な運営・維持管理業務が行われていると評価頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
202	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／費用増加	<p>費用増加について、施設改修に限らず、貴市の帰責事由によるものや、指示によるもので、設計・建設業務、維持管理・運営業務を変更する必要がある場合は、貴市の負担になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
203	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／中部浄化セン ターからの脱水汚 泥性状の変動リス ク	<p>市の指示、提示条件の不備・変更により中部浄化センターからの脱水汚泥量が要求水準書にて提示された範囲から外れる場合についても、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。</p>	著しく想定量と乖離する場合は市との協議とします。
204	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／地域バイオマ ス性状の変動リス ク	<p>市の指示、提示条件の不備・変更により地域バイオマスの量が要求水準書にて提示された範囲から外れる場合についても、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。</p>	著しく想定量と乖離する場合は市との協議とします。
205	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／資源化物の利 用リスク	<p>中部からの汚泥や北部への流入水質の変動等、大和市様の帰責により、資源化物の利用が出来ない（供給出来ない）場合は、「汚泥資源の買取りに関するリスク」に則り対応を実施するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識の通りです。
206	17	リスク 分担表					維持管理・運営状 況／汚泥資源の買 取りに関するリス ク	<p>汚泥資源化物が買取頂けない場合（利用先の設備故障や燃料化物が品質基準を超過している等）において、処理場等包括的民間委託導入ガイドラインに記載の建設省都下企発第39-2号の通知に則り、事業者が選定した処分先にて、廃棄物として処分することができるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	有効利用先を複数確保するなど、事業者は有効利用先の都合により買取ができないといった状況が発生させないよう努めるものとします。万が一、そのような状況が発生した場合は市へ速やかに報告し、協議の上で対応を決定するものとします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
207	17						リスク分担表	「共通事項リスク」の「経済動向」の「物価変動」について、事業期間中の物価変動によるものとありますが、人件費や水光熱費、薬品費などが含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
208	18	リスク分担表	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク（施設損傷）	「当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷」について、Lv2.5の業務範囲を考慮すると、計画的な修繕や改築更新を行わないことによる劣化・老朽化は「市の帰責事由により施設損傷が損傷した場合」に該当するものと理解してよろしいでしょうか。また、「適切な運営・維持管理業務」の判断基準や、修繕・改築が必要な状態の判断はどのように行うのでしょうか。	市の帰責事由によって、計画的な修繕・改築更新が行えなかった場合には、ご理解の通りとなります。適切な維持管理等については、各種点検結果や事業者によるセルフモニタリングの結果の報告や、市が実施するモニタリングにより判断します。
209	18	リスク分担表	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク（施設損傷）	「事業者の実施する運営・維持管理業務の不備等による当該施設以外の施設損傷」における「当該施設以外」とは具体的に何を指すのかご教示ください。	事業者の運営・維持管理対象となっている施設以外を指します。例えば資源化物が要因で利用先施設が損傷した場合など。
210	18	リスク分担表	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク（施設損傷）	「市の帰責事由により施設損傷が損傷した場合」、「市及び第三者の帰責事由による当該施設の施設損傷」とありますが、市の帰責事由の違いについてご教示ください。	事業者に対する市の指示に不備があった場合と、市が発注した別工事により損傷を与えた場合（市に一部責任があると判断した場合）との違いを想定しています。
211	18	リスク分担表	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク（施設損傷）	市の帰責事由には、「当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な運営・維持管理業務を行った場合」が含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
212	18	リスク分担表	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク（中部浄化センターからの脱水汚泥性状の変	事業者の実施する運営・維持管理業務の不備等による当該施設以外の施設損傷と記載ございますが、具体的にどのようなことを想定されていますか。	事業者の運営・維持管理対象となっている施設以外を指します。例えば資源化物が要因で利用先施設が損傷した場合など。
213	18	リスク分担表 2/2	-	-	-	-	建設段階リスク/工事完了遅延	自然災害、地下埋設物や天候/気象異常といった事業者の帰責によらない遅延は、免責と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力による遅延については免責とします。地下埋設物については、市からの情報提供が一切なく、予見不可能なものであった場合に免責とします。
214	18	リスク分担表 2/2	-	-	-	-	建設段階リスク/工事完了遅延・工事費の増大	同時期工事による遅延・設計費増大について、負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。	同時期工事を原因とすることが明確である場合は、ご認識の通りです。事業者は市と連携し、遅延等が発生しないよう努めるものとします。
215	18	リスク分担表 2/2	-	-	-	-	建設段階リスク/条件不適合	制度変更等の事業者の帰責によらない理由による条件不適合は免責、かつ提案内容は貴市との協議のもと変更できると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
216	18	リスク分担表 2/2	-	-	-	-	建設段階リスク/契約不適合リスク	契約不適合責任に係る権利行使期間前に発現した未解決の不適合に関しては、負債者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
217	18	リスク分担表 2/2	-	-	-	-	維持管理・運営段階リスク/維持管理・運営状況/要求水準未達	事業期間中に本提案以外で更新された設備が起因しての要求水準未達は免責と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、市は必要に応じて事業者に対し、本提案以外で更新された設備が原因であることの説明を求めるとします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
218	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/要求水準 未達	要求水準は維持管理・運営の状況に応じて、事業者から変更を提案することはできませんでしょうか。	提案は可能です。ただし、水準の変更提案は、客観的にやむを得ないと判断するだけの相応の事情がある場合にのみ可能とします。
219	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/要求水準 未達	維持管理・運営開始にあたり、運転マニュアルの開示や既存委託事業者との打合せ開催等が円滑に行われる様、貴市の仲介ご協力をよろしくお願いいたします。	市は本事業の円滑な開始のため、事業者と既存委託事業者間の仲介を行うものとします。ただし、既存委託事業者独自のノウハウや企業秘密に係るものの開示に関する要求については関与しません。
220	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/施設損傷	事業開始時点での劣化・老朽化と、その劣化・老朽化に起因する施設損傷の加速化は、適切な維持管理・運営でも抑制は困難です。事業開始時点での施設劣化度の調査結果を開示ください。維持管理・運営開始時点で改善が必要とされている内容については免責と考えます。	事業開始時点において、明確に改善が必要とされる状況にある設備に起因する内容については免責とします。市の把握する調査結果については後日お示しします。
221	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/施設損傷	維持管理・運営業務の不備なく、提案する施設以外の施設に損傷が生じた場合、負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、市に求められた場合、事業者は各種データを以て維持管理・運営業務に不備がなかったことを証するものとします。
222	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/費用増加	事業期間中に本事業以外で更新された設備による費用増(消費電力、修繕費等)は精算と考えてよろしいでしょうか。	本事業以外で更新された設備による費用増は事業者の責によるものではないため、精算とします。
223	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/中部浄化 センターからの脱水汚 泥性状の変動リスク	著しい量の変動も同様と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
224	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/中部浄化 センターからの脱水汚 泥性状の変動リスク	中部浄化センターからの搬送量は事前に貴市から提示いただけますでしょうか。	搬送量について、提示します。
225	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/中部浄化 センターからの脱水汚 泥性状の変動リスク・ 地域バイオマス性状 の変動リスク	中部浄化センターからの搬送汚泥量超過・地域バイオマス搬送量超過が継続し、受け入れられない場合は、貴市の負担で処分していただけたと考えてよろしいでしょうか。	施設規模が要求水準を満足した上で、搬送量の超過が継続し、受入不可となった場合は市の負担において処分するものとします。
226	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/中部浄化 センターからの脱水汚 泥性状の変動リスク・ 地域バイオマス性状 の変動リスク	搬送車両が更新となる場合、事業者から車両型式の提案はできませんでしょうか。車両型式変更により生じる受入設備・異物除去設備改造の負担者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	更新となる場合、提案は可能です。事業者の提案に基づく車両型式の変更によって生じる、設備改造等に要する費用は事業者負担とします。

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
227	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/中部浄化 センターからの脱水汚 泥性状の変動リスク	2項目目(事業者の実施する・・・)は施設損傷の3 項目目と同じ内容となっています。2項目目は適用 外となりますでしょうか。	ご認識の通りです。記載を改めます。
228	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	維持管理・運営段階 リスク/維持管理・ 運営状況/汚泥資源 の買取りに関するリ スク	汚泥性状の変動(重金属等)により引取先との取引 が停止した場合、その責任・費用負担は協議によ るものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。汚泥性状等については後日お示しま す。
229	18	リスク 分担表 2/2	—	—	—	—	終了時/終了手続き	事業終了時の運転に起因した設備損傷は、免責と 考えてよろしいでしょうか。	事業期間内における設備損傷は各契約に則ってその責を問 うものとしします。事業期間終了後の措置については募集要 項にてお示しします。
230	—	—	—	—	—	—	実施方針(案)の 質疑に関する取扱 い	本実施方針(案)で取り交わす質疑の有効性につ いてご教示ください。(仮に全てが無効となれ ば、募集要項の公表時に再度質問を出す事になる 為、以下の認識でよいか確認させてください。) ・今回質疑を行った箇所の原文および質疑回答 と、募集要項内容に齟齬がない場合→有効 ・今回質疑を行った箇所の原文および質疑回答 と、募集要項内容に齟齬がある場合→無効	ご認識の通りです。
232	—	—	—	—	—	—	用語の定義 第3項 維持管理・運営	維持管理・運営の定義の中に、改築更新が含まれ ています。 第6項の改築更新の定義は「下水道施設の改築につ いて」小分類以上に相当する設備の取り替えとさ れていることから、p.2の表中に記載されている包 括民間委託レベル2.5と異なります。 第3項の改築更新は、p.2表中の性能保証上必要な 措置の範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
233	—	—	—	—	—	—	用語の定義 第3項 維持管理・運営	施設を健全に保ちとありますが、維持管理・運営 業務開始時点での施設不備・老朽化に起因する対 応は、免責と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、免責とするのは維持管理・運営業務 開始時点での施設不備・老朽化に起因することを証するこ とができるもののみとします。
234	—	—	—	—	—	—	用語の定義 第23項 不可抗力	事業期間にわたって法令変更を予測することは不 可能です。法令等の変更は不可抗力に含むものと する、もしくは協議によるとするよう変更をお願 いします。	広く一般に適用される法令変更について、法令変更があっ た場合は内容を確認の上、両者協議を経て適切な負担者を 決定するものとしします。注意書きを加えます。
235	—	—	—	—	—	—	用語の定義/「維 持管理・運営」	「北部浄化センターの運転管理、保全管理及び改 築更新を事業者の責任において適切に実施し、」 と記載がございますが、第1章5項の「包括民間委 託のレベルはLv2.5」の記載から、本事業で整備す る施設を除いては、改築更新が含まれないと考 えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

	No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
	236							用語の定義	<p>「構成員」「協力企業」という文言が本実施方針(案)で使用されていますが、定義がありません。「構成員」はSPCに出資した上で入札参加する企業、「協力企業」はSPCに出資せずに入札参加する企業、「構成企業」は上記をまとめた総称という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「構成員」はSPCやJVに出資責任・業務責任を負っている企業であり、「協力企業」は、出資等をせず、下請け又は支援を行う企業、「構成企業」とは、参加者を構成する企業とします。用語の定義に追加します。</p>